七　石灰質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|
| 混合石灰肥料（石灰質肥料に、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。） | （略） | （略） | 一～五　（略）<br>六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>七・八　（略） |

八　けい酸質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|
| 熔成けい酸質肥料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃掃法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物、同条第四項に規定する産業廃棄物又はそれらの焼却灰を溶融したものをいう。） | （略） | （略） | 一～六　（略）<br>七　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>八　（略） |

九　苦土質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|
| 被覆苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であ | （略） | （略） | 一　（略）<br>二　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場 |

七　石灰質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|
| 混合石灰肥料（石灰質肥料に、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。） | （略） | （略） | 一～五　（略）<br>六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>七・八　（略） |

八　けい酸質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期限が三年であるもの

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|
| 熔成けい酸質肥料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃掃法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物、同条第四項に規定する産業廃棄物又はそれらの焼却灰を溶融したものをいう。） | （略） | （略） | 一～六　（略）<br>七　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>八　（略） |

九　苦土質肥料

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量（%） | 含有を許される有害成分の最大量（%） | その他の制限事項 |
|---|---|---|---|
| 被覆苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であ | （略） | （略） | 一　（略）<br>二　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措 |